

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 550

平成22年 1月25日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

国別の富裕層、中国が4位に躍進 来日目的は不動産購入へと移行

純資産額の保有レベルは超富裕層(5億円以上)、富裕層(1億円以上)、準富裕層(5,000万円以上)、アップーマス層(3,000万円以上)に分けられる。一般に富裕層といえは1億円超だが、08年秋の世界的金融危機で窮地に立った。

米・メリルリンチや仏・ITサービス会社キャップジェミニなどの調査によると、主要71か国で100万ドル以上の資産を持つ人は09年1月時点で約860万人(前年比150万人減)。減少率は14.9%と、調査開始以降で最大。この時点で日本の1億円以上の資産家は約136万人だったが、前年比15万人減と7年ぶりに減少した。

しかし、躍進目覚ましい中国は36万人と前年比減少したものの、イギリスを抜いてアメリカ、日本、ドイツに次ぎ4番目に躍り出た。以下フランス、カナダ、スイス、イタリア、ブラジルが続いている。

中国通の専門家は、北京や上海などにおける**富裕層**とは、世帯月収で1万元(15万円)以上、年収12万元(180万円)以上で、都市戸籍人口の15%前後と予測している。単純計算で北京の富裕層は200万人以上、上海は250万人程度という。したがって、中国大陸全土のリッチ層は、多くても5~600万人程度と見積もっている。

最近の新・富裕層とは年収20万元以上(共働き含む)と定義され、日本との比較では2,000万円くらいの物価感覚だという。彼らは現地では車より住宅購入に目を向けており、リッチ層の来日目的はアキバから不動産購入へ移っているという。

グループ法人税制は10月から適用 グループ内の受取配当は益金不算入

これまで、所得通算を前提とする連結納税制度があったが、2010年度税制改正において、所得通算を前提としないグループ法人(親会社と100%子会社)税制が創設される。

具体的には、まずグループ内法人からの配当を行う場合、負債利子控除は不要とし、全額益金不算入となる。現行は、子会社が親会社に配当する際、親会社の支払利子の関連会社株式相当部分が益金不算入の対象外となり課税されることから、親会社による株主への配当や、設備投資の原資が減少するなどの問題があった。そこで、グループ内の受取配当については全額益金不算入とする。

次に、連結納税と同様、グループ内の資産の譲渡取引において生ずる損益については、課税を繰り延べる。対象資産は、1,000万円以上の固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産などだ。

こうした優遇措置を講ずる一方で、中小特例(法人税の軽減税率、交際費の損金算入の特例など)の適用については、親会社の資本金が5億円以上(会社法上の「大会社」)の場合、その100%子会社については適用対象外となる。

これらのグループ法人税制の整備に係る税制改正は、2010年10月1日から適用する。ただし、事業年度単位で適用する、100%子会社に対する中小特例の適用判定の見直しや、受取配当の益金不算入制度の見直しなどについては、2010年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされている。

今週のキーワード

中国富裕層

中国の富裕層調査は世界的流行で、米・マッキンゼー&カンパニー、米・フォーブス研究院などが先を争う。マッキンゼーによると、中国の16都市に住む新・富裕世帯1,750戸の年収は20万~25万元。多くは東部と中南部に集中し、30%は北京・上海・広州・深センに住む。また富裕世帯数トップ10の都市に住む世帯は全体の50%に達する。マスターカードの贅沢品の市場調査によると、贅沢品への消費額は2016年、若者層で総額264億元、中高年層で総額180億元に達する見込み。